

インフルエンザ出席停止期間早見表

☆ 「発症」した後5日を経過し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて、解熱した日によって出席停止期間は延長することがある。（発症後4日目以降に解熱した場合（例4.5））

☆ 発症日（発症当日0日目）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ症状（38度程度の発熱）が始まった日である。そのため、病院受診時に医師に発症日を相談・確認することが必要である。

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後5日を経過した後			
		発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目						
小・中学生	例1 発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止							登校可能		
	例2 発症後2日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止							登校可能		
	例3 発症後3日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目					
出席停止							登校可能				
例4 発症後4日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目						
	出席停止							登校可能			
例5 発症後5日目に解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目						
	出席停止								登校可能		

☆ その後は、解熱した日によって、出席停止期間が延長されていく。